

## 御所離官及び御苑拝観に關し宮内省依頼の件通牒

之タルニ付（貴管内〔三〕……地方長官宛ニハ三字挿入ノコト）  
示達方可然御配慮相煩度  
〔抹消〕備考

〔昭和十一年九月〕

官秘一〇六号	(注記1)
定決裁	
9月7日	
文書課長	
(印)	
送発	
9月11日	
起案者	
(印)	

昭和十一年九月一日起案  
大臣(平生) 次官(河原) 秘書課長(小笠原)  
政務次官(山本) 参与官

(注記2)

(印) 槌  
(印) 甲木 (印) 平間

相成様致度  
備考

一、別紙写添付ノコト

(注記5) 割印  
秘書課 宮内大臣官房  
宮発第四〇九号

昭和十一年八月廿九日

文部次官 河原春作殿

宮内次官男爵 白根松介 団

御所、離宮及御苑拝観ニ関スル件

御所、離宮及御苑ハ來ル九月一日ヨリ左記ニ依リ其拝観ヲ許可  
セラル、コト、相成候ニ就テハ關係方面へ右御示達方相煩度此  
段及御依頼候也

年 月 日  
通牒案  
各局部長(各會長モ含ム)  
各官房課長、督學官室  
神仏各宗派管長並門跡寺院ノ住職  
直轄各部長

年 月 日

秘書課長

宛

(注記3)

(注記4)

御所、離宮及御苑〔等〕〔ノ〕拝観ハ本年九月一日ヨリ左記ニ依リ  
其拝観ヲ許可セラル、コト、相成リタル旨宮内次官ヨリ通牒有

地方長官

私立専門学校〔校〕長  
公立高等学校長

一拝観ノ種類

記

拝観ヲ分チテ個人拝観及団体拝観トス

二拝観ヲ許可セラル個所

(一)個人拝観ヲ許可セラル個所左ノ如シ

- (1) 京都御所  
 (2) 仙洞御所  
 (3) 二條離宮  
 (4) 桂離宮  
 (5) 修学院離宮  
 (6) 宮内大臣又ハ主務大臣ヨリ獎励金又ハ助成金ヲ交付セラ  
 レタル社会事業団体ノ代表者
- (7) 左ノ外国人  
 (8) 国賓及其ノ随伴者  
 (9) 奏任以上扱本邦雇  
 (10) 黙六等以上ノ帶默者  
 (11) 在外本邦名譽領事  
 (12) 本邦駐劄大使、公使並ニ領事及同館員  
 (13) 多額納税者  
 (14) 宮内大臣ヨリ表彰セラレタル社会事業功労者  
 (15) 文部大臣ヨリ選奨セラレタル学校職員及教育功労者  
 (16)  宮内大臣又ハ主務大臣ヨリ獎励金又ハ助成金ヲ交付セラ  
 レタル社会事業団体ノ代表者
- (17) 三様觀者ノ資格
- (1) 個人拝觀ヲ許可セラル者左ノ如シ  
 (2) 宮中席次ヲ有スル者  
 (3) 華族ノ礼遇ヲ享クル者  
 (4) 学位ヲ有スル者  
 (5) 帝室技芸員  
 (6) 神仏各宗派管長並ニ禪師ヲ宣下セラレタル者及門跡御由  
 (7) 緒寺院住職  
 (8) 市長、市助役及年俸ヲ受クル市吏員  
 (9) 町村長及町村助役  
 (10) 法令ニ依リ定メラレタル各種議員及委員  
 (11)  官公私立學校長及職員〔〔従来ハ奏任待遇ノ教職員〕〕  
 (12) 褒章受領者
- (13)  加筆  
 (14)  抹消

(6) 神仏各宗派教職員

(7) 公務ノ為メ殉職セル者ノ遺族

(8) 公益事業団体

(9) 教化修養団体

(10) 社会事業団体

(11) 新聞記者団

(12) 邦人内地視察団

(13) 外国人本邦視察団

(14) 其ノ他特ニ差支ナシ認ムル団体

#### 四 拝観手続

(一) 個人拜観ヲ為サントスル者ハ拜観個所、拜観予定日時、拜

観資格及住所氏名（配偶者、父母又ハ子ヲ同伴スル場合ハ  
其ノ氏名ヲ連記スルコト）ヲ具シ本邦人ニ在リテハ直接、  
外国人ニ在リテハ本邦駐劄大使又ハ公使（大使又ハ公使ヲ  
経ルノ暇ナキ場合ハ領事）ヲ経、内匠頭又ハ内匠寮出張所  
長ニ願出テ其許可ヲ受クヘシ

内匠頭又ハ内匠寮出張所長前項ノ許可ヲ与フルトキハ拜観  
許可証ヲ、本邦人ニ在リテハ直接本人ニ、外国人ニ在リテ  
ハ経由所ニ送付ス

(二) 団体拜観ヲ為サントスルトキハ代表者ヨリ拜観個所、拜観  
予定日時、拜観資格、代表者ノ住所氏名及拜観人名簿ヲ具  
シ主務省又ハ関係官庁ヲ経、内匠頭ニ願出テ其ノ許可ヲ受  
クヘシ

付ス

#### 五 拝観者ノ服装

拜観者ノ服装ハ左ニ掲タルモノ以上タルヘシ

(一) 京都御所殿上

(イ) 男子  
洋服 武官 通牒礼〔服〕〔装〕  
其ノ他 フロツクコート  
服制アル者ハ之ニ相当スル服

(ロ) 女子  
洋服 訪問着  
和服 紋服（縫紋ニテモ可）足袋  
紋付羽織（縫紋ニテモ可）、袴、足袋

(二) 京都御所庭上

二條離宮 和服 紋服（縫紋ニテモ可）足袋  
桂離宮 紋付羽織（ク）  
修学院離宮

新宿御苑  
二條離宮  
桂離宮  
修学院離宮

(イ) 男子  
制服 洋服 背広、詰襟  
和服 羽織、袴、足袋

内匠頭前項ノ許可ヲ与フルトキハ拜観許可証ヲ経由所ニ送

但シ特ニ午後三時マテ許可スルコトアルベシ

(口)女子 洋服 不敬ニ渉ラサルモノ  
和服 制服 羽織、足袋

### 六 拝観者心得

拜観者ハ左ノ事項ヲ心得フヘシ

(1) 拝観ヲ許可セラレタル日時ニ許可セラレタル拜観個所ニ出  
頭シ係員ニ其ノ旨ヲ告クルコト

(2) 係員ノ要求アルトキハ拜観許可証ヲ提示スルコト

(3) 拝観中拜観許可証ヲ携帯スルコト

(4) 拝観中ハ係員ノ誘導及指示ニ従フコト

(5) 拝観許可証ヲ携帯セサルトキ、服装制規ニ反スルトキ又ハ  
係員ノ要求、誘導又ハ指示ニ従ハサルトキハ係員拜観ヲ中  
止セシムルコトアルヘキコト

### 七 拝観時限

拜観時限ハ日曜日、祭日其ノ他拜観ヲ停止シタル日ヲ除クノ  
外左ノ如シ

#### (一)個人拜観

午前八時ヨリ午後三時マテ  
自四月一日至七月二十日

午前八時ヨリ正午マテ  
自七月廿一日至八月卅一日

午前九時ヨリ午後三時マテ  
自九月一日至三月卅一日

但シ特ニ日曜日ニテモ許可スルコトアルヘシ

#### (二)団体拜観

午前八時ヨリ正午マテ  
自四月一日至八月卅一日

午前九時ヨリ正午マテ  
自九月一日至三月卅一日

(注記1)  
〔例規〕

(注記2)  
〔記録掛〕13・8・23／受領」

(注記3)  
〔済〕

(注記4)  
〔二八〕(簿冊内件名番号)

(注記5)  
〔文部省〕官秘106号／昭和11・8・31」

(下札)

(中山)

〔印種別〕い一／聯繫／登録追加／件名 宮内省依頼 直轄学

校等へ通牒 御所離宮及御苑拜観ニ関スル件／番号／結了年月

日 昭一一九一一／保存年限 ムキ／枚数 12

〔自大正12年11月至昭和21年5月  
帝室二閨スル總規 第2冊 5月  
部省69 3A, 30-5, 1045 文〕